

[別紙2-4]

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令新旧対照条文 目次

| | | |
|---|--|---|
| 一 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年 ^大 蔵 ^省 令第一号）（第一条関係） | 1 |
| 二 | 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 ^大 蔵 ^省 令第二号）（第二条関係） | 3 |
| 三 | 農林中央金庫法施行規則（平成十三年 ^内 閣 ^府 令第十六号）（第三条関係） | 5 |

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）（第一条関係）
農林水産省

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> | <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> |

三
(略)

三
(略)

二 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^大 蔵^省 農林水産省^省 令第二号）（第二条関係）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 法第十五条の七に規定する特定共済契約、農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> | <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 法第十五条の七に規定する特定共済契約、農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト （略）</p> |

三
(略)

三
(略)

三 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）（第三条関係）
農林水産省

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト (略)</p> <p>三 (略)</p> | <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ〜ト (略)</p> <p>三 (略)</p> |

